

永平寺町公共工事の入札及び契約の適正化実施要領(平成18年永平寺町告示第7号の1)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○永平寺町公共工事の入札及び契約の適正化実施要領</p> <p style="text-align: right;">平成18年2月13日 告示第7—1号</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 情報の公表</p> <p>(1) ～(2) （略）</p> <p>(3) 入札・契約の過程及び内容に関する公表</p> <p>1) 設計額の公表</p> <p>① 土木工事及び工事等にかかる測量、調査、設計業務委託で、予定価格が130万円を超えるものについては、入札前に公表する。</p> <p>② 公表の方法は、指名競争については指名通知、制限付き一般競争等については告示文書に設計額を記載するものとする。</p> <p>2) 入札結果の公表</p> <p>① 対象とする工事は、予定価格が130万円を超えるすべての工事とする。</p> <p>② 公表方法は、指定された閲覧所で閲覧するものとする。</p>	<p>○永平寺町公共工事の入札及び契約の適正化実施要領</p> <p style="text-align: right;">平成18年2月13日 告示第7—1号</p> <p style="text-align: right; color: red;">改正 平成27年2月27日告示第13号</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 情報の公表</p> <p>(1) ～(2) （略）</p> <p>(3) 入札・契約の過程及び内容に関する公表</p> <p>1) 設計額の公表</p> <p>① 設計額は、入札後に公表する。</p> <p>② 公表の方法は、紙入札については永平寺町ホームページ、電子入札については入札情報サービスシステムに掲載するものとする。</p> <p>2) 入札結果の公表</p> <p>① 対象とする工事は、予定価格が130万円を超えるすべての工事とする。</p> <p>② 公表の方法は、紙入札については永平寺町ホームページ、</p>

- ③ (略)
- 3) (略)
- (4) 施工体制の適正化
- 1) 一括下請負の禁止
- 公共工事については、一括下請負を禁止する。
- 2) 施工体制台帳の提出
- 施工体制台帳の作成義務がある公共工事の受注者は、台帳の写しを発注者に提出しなければならない。(建設業法第24条の7第1項)
- 3) 発注者による点検
- 発注者は、施工技術者の配置状況など、工事現場の施工体制が台帳に合致しているか否かの点検、その他必要な措置を講じなければならない。
- (5) 不正行為に対する措置
- 1) 公正取引委員会への通知
- 独占禁止法第3条、第8条第1項第1号(談合等)に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、当該事実を通知しなければならない。
- 2) 許可行政庁への通知
- ① 建設業法第28条第1項第3号、第4号、第6号から第8号までのいずれかに該当するもの。

電子入札については入札情報サービスシステムに掲載するものとする。

- ③ (略)
- 3) (略)
- 4 施工体制の適正化
- (1) 一括下請負の禁止
- 公共工事については、一括下請負を禁止する。
- (2) 施工体制台帳の提出
- 施工体制台帳の作成義務がある公共工事の受注者は、台帳の写しを発注者に提出しなければならない。(建設業法第24条の7第1項)
- (3) 発注者による点検
- 発注者は、施工技術者の配置状況など、工事現場の施工体制が台帳に合致しているか否かの点検、その他必要な措置を講じなければならない。
- 5 不正行為に対する措置
- (1) 公正取引委員会への通知
- 独占禁止法第3条、第8条第1項第1号(談合等)に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、当該事実を通知しなければならない。
- (2) 許可行政庁への通知
- 1) 建設業法第28条第1項第3号、第4号、第6号から第8号までのいずれかに該当するもの。

② 適正化法第13条、建設業法第24条の7第1項、第2項、第4項、
第26条、第26条の2の規定に違反したとき。

附 則

この要領は、平成18年2月13日から施行する。

② 適正化法第13条、建設業法第24条の7第1項、第2項、第4項、
第26条、第26条の2の規定に違反したとき。

附 則

この要領は、平成18年2月13日から施行する。

附 則(平成27年2月27日告示第13号)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。